

レンタカー貸渡約款

目 次

第 1 章 総 則	1
第 1 条 (約款の適用)	1
第 2 章 予 約	1
第 2 条 (予約の申込み)	1
第 3 条 (予約の変更)	1
第 4 条 (予約の取消し等)	1
第 3 章 貸 渡 し	1
第 5 条 (貸渡契約の締結)	1
第 6 条 (貸渡契約の締結の拒絶)	2
第 7 条 (貸渡契約の成立等)	2
第 8 条 (貸渡料金)	2
第 9 条 (借受条件の変更)	2
第 10 条 (点検整備及び確認)	2
第 11 条 (貸渡証の交付、携帯等)	3
第 4 章 使 用	3
第 12 条 (管理責任)	3
第 13 条 (日常点検整備)	3
第 14 条 (禁止行為)	3
第 15 条 (違法駐車の場合の措置等)	3
第 5 章 返 還	3
第 16 条 (返還責任)	3
第 17 条 (返還時の確認等)	4
第 18 条 (借受条件変更時の料金等)	4
第 19 条 (不返還となった場合の措置)	4
第 6 章 故障、事故、盗難時の措置	4
第 20 条 (故障発見時の措置)	4
第 21 条 (事故発生時の措置)	4
第 22 条 (盗難発生時の措置)	5
第 23 条 (使用不能による貸渡契約の終了)	5
第 7 章 賠償及び補償	5
第 24 条 (賠償及び営業補償)	5
第 25 条 (保険及び補償)	5
第 8 章 貸渡契約の解除	6
第 26 条 (貸渡契約の解除)	6
第 27 条 (中途解約)	6
第 9 章 個人情報	6
第 28 条 (個人情報の利用目的)	6
第 29 条 (個人情報の登録及び利用の同意)	6
第 10 章 雑 則	7
第 30 条 (契約の細則)	7
第 31 条 (管轄裁判所)	7
附 則	7

第1章 総 則

第1条（約款の適用）

当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。

なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

- 2 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

第2章 予 約

第2条（予約の申込み）

当社のレンタカーを借りることができる運転者の年齢は26歳以上とします。

- 2 借受人は、レンタカーを借りるにあたり、当社所定の料金表等に同意のうえ、あらかじめ車種、使用目的、運転者、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、その他の借受希望条件（以下「借受条件」という）を明示して予約の申込みを行うことができます。
- 3 当社は、保有するレンタカーの範囲内で予約に応じます。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支払うものとします。
- 4 当社は、予約受付後に、借受人と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。

第3条（予約の変更）

借受人は、借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします

第4条（予約の取消し等）

借受人及び当社は、当社所定の方法により、予約を取り消すことができます。

- 2 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過しても貸渡契約の締結手続きに着手しなかったときは、予約を取り消します。
- 3 前2項の場合、借受人は、予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還しません。
- 4 当社の都合により、予約を取り消したとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払います。
- 5 借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還します。

第3章 貸渡し

第5条（貸渡契約の締結）

借受人は第2条第2項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結します。

- 2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に貸渡料金を支払うものとします。
- 3 当社は、レンタカーに関する基本通達（自旅138号平成7年6月13日）2(10)及び(11)に基づき、貸渡簿（貸渡原票）に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号（以下「運転者情報」という）を記載する義務があるため、貸渡契約の締結に際し、借受人に対し、借受人が運転者であるときには借受人の運転免許証の提示、並びに運転免許証の複写を求めることができ、借受人と運転者が異なるときには、運転者全員

の運転免許証の提示、並びに運転免許証の複写を求めることができ、借受人及び運転者はこれを承諾し、当社の請求に従います。また、運転者に変更があった場合も同様とし、借受人はその都度当社に通知することとします。

- 4 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め、提出された書類の写しをとることがあります。
- 5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。

第6条（貸渡契約の締結拒絶）

借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができません。

- (1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がない。
 - (2) 酒気を帯びていると認められる。
 - (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると思われる。
 - (4) チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させる。
- 2 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取り消します。
 - (1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なる。
 - (2) 約款に違反する行為や貸渡料金の支払いを滞納した事実があったと認められた。
 - (3) 前各号に関わらず当社の判断で、貸渡契約がふさわしくないと認められた。

第7条（貸渡契約の成立等）

貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名をし、当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されます。

第8条（貸渡料金）

貸渡料金とは、以下の合計金額とし、当社はそれぞれの金額又は照会先を料金表に明示します。

- (1) 基本料金
 - (2) 配車引取料
 - (3) その他の料金（チャイルドシート等付属品など）
- 2 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金表によるものとします。

第9条（借受条件の変更）

借受人は、貸渡契約の締結後、第2条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならない。

- 2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるとと思われるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第10条（点検整備及び確認）

当社は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡します。

- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの貸渡にあたり、点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

第 1 1 条（貸渡証の交付、携帯義務等）

借受人又は運転者は、レンタカーの借受期間中は、当社が交付する地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した自動車貸渡証を携帯しなければならない。レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還する。

- 2 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知する。

第 4 章 使 用

第 1 2 条（管理責任）

借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第 1 3 条（日常点検整備）

借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 4 7 条の 2 に定める日常点検整備を実施しなければならない、レンタカーに整備不良を発見した場合は、直ちに当社に連絡すること。

第 1 4 条（禁止行為）

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならない。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第 5 条第 3 項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
- (3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。

第 1 5 条（違法駐車の場合の措置等）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担する。

- 2 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡します。借受人又は運転者は速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを引き取る場合があります。

第 5 章 返 還

第 1 6 条（返還責任）

借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所にて、当社に返還する。

- 2 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第17条（返還時の確認等）

借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。

- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認する。当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

第18条（借受条件変更時の料金等）

借受人又は運転者は、第9条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

- 2 借受人又は運転者は、第9条第1項により当社の承諾を受け返還場所を変更したときに新たに必要となる費用が生じたときは、これを負担する。当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外にレンタカーを返還したときは回送のための費用については倍額の違約料を支払うものとします。

第19条（不返還となった場合の措置）

当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続のほか、(社)全国レンタカー協会へ乗り逃げ被害報告をする等の措置をとるものとします。

- 2 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第24条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

第20条（故障発見時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第21条（事故発生時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従う。
- (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行う。
- (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、必要な書類等を遅滞なく提出する。
- (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

- 2 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力します。

第22条（盗難発生時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報するとともに、被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従う。
- (2) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出する。

第23条（使用不能による貸渡契約の終了）

使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

- 2 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しない。ただし、故障等が貸渡し前に存した暇庇による場合はこの限りでないものとします。
- 3 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にもよらない事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還します。
- 4 借受人及び運転者は、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第24条（賠償及び営業補償）

借受人又は運転者は、借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、この損害を賠償するものとします。ただし、借受人又は運転者の責に帰さない事由による場合を除きます。

第25条（保険及び補償）

借受人又は運転者が第24条の第三者に賠償責任を負うとき、さらに運転者及び同乗者に損害が生じた場合は、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

- (1) 対人保険
1名につき 無制限(自動車損害賠償責任保険による金額を含みません。)
 - (2) 対物保険
1事故につき 無制限(免責金額 なし)
 - (3) 人身傷害保険
1名につき 3,000万円
- 2 警察および当社に届出のない事故、その他借受人または運転者がこの約款に違反したときは、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
 - 3 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
 - 4 保険金又は補償金が支払われない損害、及び第1項の定めにより支払われる保険金額または補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。
 - 5 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、

- 直ちに当社の支払額を当社に弁済する。
- 6 借受人又は運転者は、第24条の当社に賠償責任を負うときは、次の負担金を支払う。
- (1) 車両修理
負担金 5万円（車両修理額が5万円に満たない場合は修理額）
 - (2) 車両返還不可
負担金 当社の定めた時価額
- 7 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額、及び第5項の当社の定める補償制度の加入料相当額は、貸渡料金に含まれます。

第8章 貸渡契約の解除

第26条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しません。

第27条（中途解約）

借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還します。

- 2 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = {（貸渡契約期間に対応する基本料金）
－（貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金）} × 50%

第9章 個人情報

第28条（個人情報の利用目的）

当社が借受人または運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

- (1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
 - (2) 貸渡契約の締結に際し、借受申込者又は運転者に関し、本人確認および審査を行うため。
 - (3) 当社の取り扱う商品、サービスの開発、又は顧客満足度向上策等の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
 - (4) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- 2 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第29条（個人情報の登録及び利用の同意）

借受人又は運転者は、当社が第28条の利用目的で個人情報を利用することに同意するものとします。

- 2 借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する

各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

(1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた。

(2) 第19条第1項に規定する不返還があったと認められる。

- 3 借受人または運転者は、自己に関する個人情報の開示を請求ができるものとし、当社が保有する個人情報が万一不正確または誤りであることが判明した場合には、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第10章 雑 則

第30条（契約の細則）

当社は、この約款の実施にあたり、別に細則を定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有します。

- 2 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載します。これを変更した場合も同様とします。

第31条（管轄裁判所）

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の営業所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則

本約款は、平成29年4月12日から施行します。